

独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携・協力に関する覚書を交換

令和4年3月10日（木）、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）と官民連携まちづくりの取り組みを強化し、開発途上国における包摂的で住みよい都市環境整備と本邦企業の海外展開に資することを目的とした連携・協力に関する覚書を交換しました。

今回の覚書交換により、UR都市機構が60年以上にわたって培った住宅・都市開発事業の知見と、JICAのODAによる社会インフラ整備やマスタープラン策定支援などを組み合わせることで、大きな相乗効果を生み出すことが期待できます。

JICAとの連携協力強化を通じて、開発途上国におけるより良好な都市環境整備と本邦企業が関与可能な都市開発案件等のプロジェクトの円滑な組成を目指してまいります。



覚書署名時の様子（左から、JICA 北岡理事長、UR 都市機構中島理事長）

1. 交換日：令和4年3月10日（木）
2. 署名者：UR都市機構 中島正弘理事長
JICA 北岡伸一理事長

【報道機関お問い合わせ先】

UR都市機構 本社

海外展開支援部事業企画課

（電話）045-650-0170

広報室広報課

（電話）045-650-0887

■ 覚書の概要

以下の項目にかかる連携・協力を行います。

- ・ 開発途上国の都市環境整備に関する開発計画からプロジェクト実施に至るまでの協力
- ・ 我が国のインフラシステム海外展開促進に資する、官民連携による情報交換、知見共有等の強化
- ・ 官民連携まちづくりの取組強化に資する、両者が実施する事業への我が国地方自治体や本邦企業等による参画や技術活用の促進
- ・ 都市計画・都市開発事業に携わる開発途上国及び我が国の関係者の能力強化

■ 今後の展開

- ・ JICA の技術協力プロジェクトとのさらなる連携により、スムーズに相手国のアドバイザー等として都市開発の事業実現を支援
- ・ JICA が実施予定の TOD にかかる共同研究に連携して実施

これらの活動を通じ、本邦企業による都市開発の案件形成に向けた上流段階での計画策定等に係る連携から下流段階の都市開発プロジェクトの実施までつなげていくことを目指します。

■ UR 都市機構と JICA の協力関係

UR 都市機構は、JICA が行う開発途上国への技術協力プロジェクトについて、日本住宅公団時代の昭和 54 年以降、40 年以上にわたり、計 31 ヶ国に対し 63 名の長期専門家、240 名の短期専門家を派遣してきました。また、JICA の行う数多くの研修プログラムに対する協力など、両者の協力関係には長い歴史があります。

■ UR 都市機構の海外展開支援業務について

新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むことは我が国の成長戦略の重要な柱であり、日本企業の海外展開を強力に推進するため、海外インフラ展開法（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律）が平成 30 年 8 月 31 日に施行されました。

これに伴い UR 都市機構は、海外において民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発等について、公共交通指向型開発（TOD）やスマートシティの実現により都市課題の解決に貢献することを目指しています。また、都市マスタープランの策定支援や技術支援、海外パートナーと日本企業との調整等を通じて日本企業が参入しやすい環境の整備を進めています。